

岡谷市教員住宅管理規則の一部改正について

令和8年3月
教育総務課

1. 改正理由

岡谷市教員住宅（間下教員住宅）の入居資格については、教職員の通勤状況やライフスタイルの変化に伴う住宅意識の変化などにより、空き部屋の確保・有効活用が課題となっています。このため、今後の教員住宅の有効活用を図る観点から、入居は原則として教職員による使用を基本としつつ、教育委員会が特別の事情があると認める場合には例外的に入居を認めることができるようにするため改正を行う。

2. 改正内容（第2条 入居資格）

現行	改正案
教員住宅に入居することができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。 (1) 岡谷市内の小・中学校に勤務する教職員であること。 ※ただし、市費負担職員は対象外とする。 (2) 現在、居住場所を確保することが困難であり、住宅に困窮している状態にあることが明らかであること。	教員住宅に入居することができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。 <u>ただし、教育委員会が特に必要と認め、許可した者についてはこの限りではない。</u> (1) 岡谷市内の小・中学校に勤務する教職員であること。 ※ただし、市費負担職員は対象外とする。 (2) 現在、居住場所を確保することが困難であり、住宅に困窮している状態にあることが明らかであること。

3. 施行期日

令和8年4月1日

「岡谷市教員住宅管理規則」をここに公布する。

令和8年3月 日

岡谷市教育委員会
教育長 宮坂 享

岡谷市教育委員会規則第 号

岡谷市教員住宅管理規則の一部を改正する規則

別紙のとおり。

岡谷市教員住宅管理規則の一部を改正する規則

岡谷市教員住宅管理規則（昭和42年岡谷市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、委員会が特別の事情があると認める者については、この限りでない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

岡谷市教員住宅管理規則（昭和42年岡谷市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○岡谷市教員住宅管理規則</p> <p style="text-align: right;">昭和42年9月1日 教育委員会規則第1号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、岡谷市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する市営教員住宅、公立学校教員住宅及び住宅に附帯する工作物その他の施設（以下「住宅」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（入居資格）</p> <p>第2条 この住宅の貸付を受けることができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 岡谷市内の小・中学校に勤務する教職員（市費負担職員を除く。）であること。</p> <p>(2) 現に住居に困窮していることが、明らかな者であること。</p> <p>（入居者の公募の方法）</p> <p>第3条 委員会は、入居者の公募を行うときは、各学校長あて文書をもって通知するものとする。</p> <p>（貸付）</p> <p>第4条 第2条に規定する入居資格者で入居を希望する者は、岡谷市教員住宅借受申込書（様式第1号）に所属学校長の意見書を添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>第5条 住宅の使用を承認された者は、直ちに岡谷市教員住宅借受書（様式第</p>	<p>○岡谷市教員住宅管理規則</p> <p style="text-align: right;">昭和42年9月1日 教育委員会規則第1号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、岡谷市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する市営教員住宅、公立学校教員住宅及び住宅に附帯する工作物その他の施設（以下「住宅」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（入居資格）</p> <p>第2条 この住宅の貸付を受けることができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。<u>ただし、委員会が特別の事情があると認める者については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 岡谷市内の小・中学校に勤務する教職員（市費負担職員を除く。）であること。</p> <p>(2) 現に住居に困窮していることが、明らかな者であること。</p> <p>（入居者の公募の方法）</p> <p>第3条 委員会は、入居者の公募を行うときは、各学校長あて文書をもって通知するものとする。</p> <p>（貸付）</p> <p>第4条 第2条に規定する入居資格者で入居を希望する者は、岡谷市教員住宅借受申込書（様式第1号）に所属学校長の意見書を添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>第5条 住宅の使用を承認された者は、直ちに岡谷市教員住宅借受書（様式第</p>

2号)を委員会に提出し、教員住宅貸付承認書(様式第3号)を受けなければならない。

(貸付料の決定及び納付)

第6条 住宅の貸付料は、月額とし、その額は別表のとおりとする。

(平成8教委規則2・全改)

第7条 借受者は、前条の規定による貸付料を、毎月指定された期日までに納付しなければならない。

2 入居又は退居の日が月の中途であるときは、日割計算とする。

(貸付料の変更)

第8条 委員会は、次の各号の一に該当する場合には、貸付料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い貸付料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 市内公営住宅相互の間における貸付料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 住宅について改良を施したとき。
- (4) その他委員会が特に必要と認めたとき。

(住宅の使用上の義務)

第9条 借受者は、住宅について善良な管理上の注意を払い、これを良好な状態において維持しなければならない。

2 借受者は、その借り受けた住宅の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは住居の用以外の用に供し、又は、住宅の模様替え、増築及び改築その他の工事をしてはならない。

(事故の報告)

第10条 借受者は、その借り受けた住宅が滅失し、又は損傷したときは速やかにその状況、損害の程度、原因等を岡谷市教員住宅滅失(損傷)報告書

2号)を委員会に提出し、教員住宅貸付承認書(様式第3号)を受けなければならない。

(貸付料の決定及び納付)

第6条 住宅の貸付料は、月額とし、その額は別表のとおりとする。

(平成8教委規則2・全改)

第7条 借受者は、前条の規定による貸付料を、毎月指定された期日までに納付しなければならない。

2 入居又は退居の日が月の中途であるときは、日割計算とする。

(貸付料の変更)

第8条 委員会は、次の各号の一に該当する場合には、貸付料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い貸付料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 市内公営住宅相互の間における貸付料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 住宅について改良を施したとき。
- (4) その他委員会が特に必要と認めたとき。

(住宅の使用上の義務)

第9条 借受者は、住宅について善良な管理上の注意を払い、これを良好な状態において維持しなければならない。

2 借受者は、その借り受けた住宅の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは住居の用以外の用に供し、又は、住宅の模様替え、増築及び改築その他の工事をしてはならない。

(事故の報告)

第10条 借受者は、その借り受けた住宅が滅失し、又は損傷したときは速やかにその状況、損害の程度、原因等を岡谷市教員住宅滅失(損傷)報告書

(様式第4号)を委員会に提出しなければならない。この場合において、滅失又は損傷の原因が火災によるものであるときは、担当官公署の発する被災証明書を添えなければならない。

(住宅の修繕)

第11条 天災その他借受者の責に帰すべきことのできない理由により、住宅の壁、基礎、土台、柱、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設、ガス施設の修繕を要すると認めるときは、修繕に要する費用の一部を市が負担することができる。

(借受者の費用負担)

第12条 次に掲げる費用は、借受者の負担とする。

- (1) 建具の破損並びに家屋内外の小破修理に要する費用
- (2) 電気、ガス及び水道の使用料
- (3) し尿、汚物、じんかいの処理に要する費用
- (4) 畳の表替えに要する費用
- (5) 共同施設の使用に要する費用

(入居決定の取り消し及び住宅の明け渡し)

第13条 委員会は、借受者が次の各号の一に該当するときは、借受の承認を取り消し又は住宅の明け渡しを命ずることができる。

- (1) 承認なくして入居したとき。
- (2) 貸付料を3月以上滞納したとき。
- (3) 住宅を故意にき損したとき。
- (4) この規則又はこれに基づく委員会の指示に違反したとき。

第14条 借受者は、次の各号の一に該当することとなったときは、その該当することとなった日から10日以内に当該住宅を退去しなければならない。

- (1) 校長又は教員でなくなったとき。

(様式第4号)を委員会に提出しなければならない。この場合において、滅失又は損傷の原因が火災によるものであるときは、担当官公署の発する被災証明書を添えなければならない。

(住宅の修繕)

第11条 天災その他借受者の責に帰すべきことのできない理由により、住宅の壁、基礎、土台、柱、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設、ガス施設の修繕を要すると認めるときは、修繕に要する費用の一部を市が負担することができる。

(借受者の費用負担)

第12条 次に掲げる費用は、借受者の負担とする。

- (1) 建具の破損並びに家屋内外の小破修理に要する費用
- (2) 電気、ガス及び水道の使用料
- (3) し尿、汚物、じんかいの処理に要する費用
- (4) 畳の表替えに要する費用
- (5) 共同施設の使用に要する費用

(入居決定の取り消し及び住宅の明け渡し)

第13条 委員会は、借受者が次の各号の一に該当するときは、借受の承認を取り消し又は住宅の明け渡しを命ずることができる。

- (1) 承認なくして入居したとき。
- (2) 貸付料を3月以上滞納したとき。
- (3) 住宅を故意にき損したとき。
- (4) この規則又はこれに基づく委員会の指示に違反したとき。

第14条 借受者は、次の各号の一に該当することとなったときは、その該当することとなった日から10日以内に当該住宅を退去しなければならない。

- (1) 校長又は教員でなくなったとき。

(2) 転任等により当該住宅に居住する資格を失ない、又はその必要がなくなったとき。

2 借受者が前項の期日内に退去し難い事情があるときは、岡谷市教員住宅退去期間延長申請書（様式第5号）を前所属学校長の意見書を添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

（住宅の退去）

第15条 借受者は住宅を退去しようとするときは、その定期日の10日前までに岡谷市教員住宅退去届（様式第6号）を委員会に提出しなければならない。

2 借受者は、その借受けた住宅を退去する場合において借受者の負担に属する修理箇所があるときは、修理したうえ、委員会の指定した職員の検査を受けなければならない。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

(2) 転任等により当該住宅に居住する資格を失ない、又はその必要がなくなったとき。

2 借受者が前項の期日内に退去し難い事情があるときは、岡谷市教員住宅退去期間延長申請書（様式第5号）を前所属学校長の意見書を添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

（住宅の退去）

第15条 借受者は住宅を退去しようとするときは、その定期日の10日前までに岡谷市教員住宅退去届（様式第6号）を委員会に提出しなければならない。

2 借受者は、その借受けた住宅を退去する場合において借受者の負担に属する修理箇所があるときは、修理したうえ、委員会の指定した職員の検査を受けなければならない。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。